

第9回京都府肝炎対策協議会について

平成30年8月3日

京都府肝炎対策協議会委員 田中征一郎

1 京都府肝炎医療子ウーディネーター制度について

肝炎医療コーディネーター制度にとって、最も大切なことは、患者が利用しやすい制度とすることである。

そのためには、

- ①他府県の情報を集めて、その情報を参考にする。
- ②患者に制度の存在自体を知ってもらうことが大切である。

そこで、下記の点をご説明いただきたい。

- 1) 他府県の肝炎医療コーディネーターの制度の調査の有無。
他府県の制度の参考にすべき点があれば、その内容。
- 2) 患者に制度を広くしってもらうために、どのような周知方法を予定しているのか。
・例えば、兵庫県ではWEBで公表し、認定証以外にバッジを配布するなどしている。

その他、下記の点もご説明いただきたい。

- 1) 肝炎医療コーディネーター制度にかける予算と内訳。
例えば、肝炎医療コーディネーター制度を実施するに際し、どのような費用に予算を重点的に確保しているのかなど。
- 2) 肝炎医療コーディネーターの職務は有償なのか無償なのか。
- 3) 肝炎医療コーディネーターは、京都府在住または京都府内に勤務している者に限るのかどうか。
- 4) 肝炎医療コーディネーターの研修の実施予定期。
- 5) 予定している研修の規模（受講者予定期数）
- 6) 肝疾患相談支援センター、保健所等の行政機関に寄せられる相談の内容
(肝炎医療コーディネーターが肝炎患者から受ける相談と重複する可能性があり、その内容を知ることは肝炎医療コーディネーターの制度設計に役立つと考えられる)。

2 その他

- 1) 京都府肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱（案）
第3条(1)才の「アからウまでのほか」は「アからエまでのほか」に訂正していただきたい。
- 2) 肝炎対策協議会は、少なくとも1年に2回以上、開催していただきたい
(肝炎対策協議会で質問した内容がどのように京都府の政策として反映されたか、質問内容について、京都府としての検討状況等を把握するため)。

以上